

奈良市監査委員告示第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 6 年 12 月 27 日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	寺	川	拓
同	道	端	孝治
同	中	西	吉日出

奈 監 第 129 号
令和 6 年 12 月 27 日

奈 良 市 長 仲川 元庸 様
奈良市議会議長 森岡 弘之 様
奈良市教育長 北谷 雅人 様

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	寺	川	拓
同	道	端	孝治
同	中	西	吉日出

定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

1 監査対象

子ども未来部

幼稚園 伏見南 六条

保育園 京西

環境部 環境清美工場（工場整備課を含む。）
クリーンセンター建設推進課

都市整備部 開発指導課 建築指導課 住宅課

建設部 道路維持課（土木管理センターを含む。） 河川耕地課

会計管理者 会計課

(企業局)

経営部

企業総務課

事業部

水道計画課（技術監理室を含む。） 水道工務課

(教育委員会)

教育部

中学校

伏見 京西

小学校

あやめ池 伏見南 六条

議会事務局

議会総務課（議事調査課を含む。）

2 監査期間

令和 6 年 10 月 11 日から同年 12 月 27 日まで

3 監査方法

令和 5 年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和 6 年 5 月末日現在（一部は同年 3 月末日現在）の資料に基づき、地方自治法第 199 条第 2 項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施しました。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

また、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、一部の課において監査結果を出せなかった案件があるため継続監査としている。

都市整備部

建築指導課

【指摘】

職員の旅費に関する書類を査閲したところ、職員 3 人の市外旅費について、支払が行われていなかった。

旅費については、定期的に財務会計システム（旅行件名選択ダイアログ）を利用して支払状況の確認を行うなど、支払漏れのないよう徹底されたい。

住宅課

【指摘】

職員の旅費に関する書類を査閲したところ、職員 2 人の市外旅費について、支払が行われていなかった。

旅費については、定期的に財務会計システム（旅行件名選択ダイアログ）を利用して支払状況の確認を行うなど、支払漏れのないよう徹底されたい。

【指摘】

市営住宅の同一の浴室における修繕を、各々50万円を超えない程度の契約金額で同一業者と別々に随意契約で実施している事例が見受けられた。

これらの修繕については、書類上、施工日は別々になっているが、添付されている写真を見ると、時系列に矛盾があり、同時に施工したと判断されるものであった。

また、上記以外にも、時系列に矛盾がある施設修繕が複数見受けられた。

これらは、競争入札を避けるための分割発注と見受けられるので、厳に慎まれない。

【意見】

市営住宅の管理については、令和7年度から指定管理者制度を採用する予定となっている。

これにより、公の施設の管理に民間の能力を活用でき、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減を図る効果が期待されているところではあるが、一方では、指定管理者へのモニタリングを適切に実施することが所管課に求められることになる。

市営住宅においては、通常管理業務に加え、住宅使用料等の徴収や施設修繕料の執行等といったリスクの高い業務も指定管理に含まれている。

今後、市の直接執行から指定管理者での間接執行になることによってリスクの所在が遠ざかることに伴い、マネジメントのあり方がより重要になると考えるため、上記モニタリングを含め指定管理者を適切に管理監督する必要性が生じてくる。

これらのことから、指定管理者制度を最大限有効に活用するためにも、指定管理者に施設管理を任せきりにするのではなく、指定管理者制度の採用に伴い業務の効率化が図られる反面、新たに課題が生まれることについて十分に留意し、当該施設の管理が適正に行われているか、指定管理者に対し管理業務及び経理の状況に関し報告を求め、実地について調査するなど、施設の管理状況について把握した上で、市として適切に管理監督されたい。

建設部

道路維持課（土木管理センターを含む。）

【指摘】

道路災害復旧事業における委託料及び工事請負費において、予算の裏付けがない状態で発注が行われている事例が見受けられた。

これは、令和5年6月に発生した豪雨災害に対応するため、予算の配当替を受けたものの、配当替を受けた予算額以上に発注を行ったことによるものであった。

その後、9月議会で補正予算の議決を受けて、事後的にはあるが予算不足は解消していた。

地方自治法第232条の3に「契約その他の行為（中略）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、災害対応であったとしても、予算を確保した上で発注を行う必要がある。

予算が不足した場合は、所定の手続を経て予算を確保した上で、適正に事業執行を行われない。

（企業局）

事業部

水道計画課（技術監理室を含む。）

【意見】

水道工務課で執行された口径150 耗配水支管改良工事において、「軽微な設計変更伺」が同日付けで複数作成されており、それぞれで決裁されている事例が見受けられた。また、その「軽微な設計変更伺」の概算増減見込額と精算時の確定額に2倍以上の差が生じているものがあった。

水道計画課が所管する「工事請負契約における設計変更要領」（平成30年4月奈良市企業局作成）によると、設計変更の事務処理は設計変更理由の案件ごとに行うことが規定されている。しかしながら、設計変更時は変更率及び増減見込額により、事前協議会による承認の要否等の事務処理区分が決定されることから、同時期に設計変更の必要性が判明したものについて、その事務処理を案件ごとに行うことは、事務処理区分の段階を引き下げることにつながり、契約内容の透明性の向上を図るという同要領の本来の目的に沿わないことになると考える。なお、市長部局においては、同時期に設計変更の必要性が判明したものについて、まとめて設計変更の事務処理を行う取扱いとなっている。

また、同要領には、当初の概算増減見込額と精算時の確定額に差が生じた場合の取扱いについて規定がなかった。このことについても、前述と同様の理由により、概算増減見込額は可能な限り正確な額を算出する必要があり、当初の

見込額を大幅に超えることが想定される場合においては、再度設計変更を行った上で決裁を受ける必要があると考える。

これらのことから、同要領の所管課においては、設計変更の重要性を踏まえた上で、必要に応じて適切な決裁が行われるよう、要領の改正を検討されたい。

水道工務課

【指摘】

配水管設計積算支援業務委託において、受注者から提出された再委託承諾申請書に対する書面による承諾が確認できない事例が複数見受けられた。

当該委託契約書においては、再委託を行う場合、又は請け負わせようとする場合はあらかじめ発注者の書面による承諾が必要と規定されている。

また、書面による手続がなされていなければ、再委託先において何らかのインシデントが発生した場合に、責任の所在が不明確となりかねない。

加えて、受注者とは、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 14 第 1 項第 2 号により、競争入札に適しないものとして随意契約を締結していることから、再委託を承諾する場合はより一層厳格な審査が必要となる。

これらのことから、再委託承諾申請書が提出された場合においては、申請内容が妥当であるか、再委託の理由が随意契約の趣旨と矛盾しないかといった点について適切に審査を行った上で、承諾する際には契約書に基づき書面にて事務手続を行われたい。

【複数課にわたる共通意見】

各課の備品管理状況について台帳と現物を照合したところ、備品台帳における登録や削除の処理が漏れている事例が散見された。

地方公共団体の財産については、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 8 条に「常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されている。

この規定の趣旨を踏まえ、備品台帳への登録や削除の漏れがないよう留意し、定期的に台帳と現物の照合を行うなど、適切な備品管理に努められたい。